

愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛 県

第313号

令和4年6月7日火曜日 第313号

◇ 目 次 ◇
告 示

落札者等の告示.......(スマート行政推進課)...527 救急病院の協力申出......(医療対策課)...527 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(15件).....(経営支援課)...527 農用地利用配分計画の認可......(農政課農地・担い手対策室)...538 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生......(水産課)...538 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅......(")... 538 土地改良区の定款変更の認可(2件).....(東予地方局農村整備課)...538 土地改良区役員の就退任の届出......(南予地方局農村整備課)... 538 争議行為の通知の公表......(労政雇用課)... 540 監査公表 監査結果に基づく措置の公表......(監査事務局)...540 監査委員告示 包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示......(監査事務局)... 546 選挙管理委員会告示 不在者投票のできる施設の指定の一部改正......(選挙管理委員会)... 546

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第631号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
デジタル実装加速化プロジェクト管理・運営業務(令和5年3月31日まで) ー式	愛媛県企画振興部デジ タル戦略局スマート行 政推進課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和4年4月1日	株式会社サムライインキュベート 東京都港区六本木1 - 3 - 50	379 ,904 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第632号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
長谷川和		四国中49番地	央市金生町 の 1	下分12	医療法人明生会	令和7年 5月31日 まで

○愛媛県告示第633号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日か

ら4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジグラン新居浜	新居浜市新須賀町 2 丁目555番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社アスティ 代表取締役 細田 信行	株式会社アスティ 代表取締役 矢口 靖司	令和2年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか22者	株式会社フジ・リテ イリング ほか10者	令和4年 3月1日 ほか	
フジ新居浜駅前店	新居浜市坂井町二丁 目甲3588番 1 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ新居 浜駅前	フジ新居浜駅前店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者		
フジ本郷店	新居浜市本郷一丁目 889番 1 号 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称及び代表者 の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈	株式会社フジ・リテイリング 代表取締役 山口 音 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第634号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジグラン西条	西条市新田字北新田 235番地	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか15者	株式会社フジ・リテ イリング ほか10者		
フジ東予 A	西条市周布715番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか5者		
フジ東予 B	西条市周布713番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日

		大規模小売店舗において小売 業を行う者	フジ・エスターティイメート インス・大学 イン・大学 イン・大学 イン・大学 大学 大	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二	平成31年 4月26日 ほか	
パルティ・フジ西条玉津	西条市玉津564番1 外	大規模小売店舗の名称	フジ西条玉津店	パルティ・フジ西条 玉津	平成25年 6 月17日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか5者	株式会社フジ・リテ イリング ほか3者		

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第635号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
フジ川之江店	四国中央市川之江町 1896番 1 他	 大規模小売店舗の名称 	ヴェスタ川之江	フジ川之江店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 釜崎 一豊	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 普		
フジ三島店	四国中央市三島中央 一丁目字陣屋1928 - 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称及び代表者 の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 ほか 2 者	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 普 ほか 2 者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第636号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日
フジグラン今治	今治市東門町五丁目 840番地117 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか30者	株式会社フジ・リテ イリング ほか21者	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
フジ今治店	今治市小泉四丁目 5 番 1 号	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ今治	フジ今治店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 1 者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今 治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第637号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目 2 番 1 号 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか39者	株式会社フジ・リテ イリング ほか38者	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
フジ夏目店A	松山市夏目甲100番	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ夏目 A	フジ夏目店 A	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか1者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 3 者		
フジ夏目店 B	松山市夏目甲79番 1 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ夏目 B	フジ夏目店 B	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日

₩4年	0/3 / []	2 2 2	* +1 X	;	お313万	
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか1者		
フジ夏目店 C	松山市夏目甲67番 1 外	 大規模小売店舗の名称 	パルティ・フジ夏目 C	フジ夏目店C	平成24年 3 月 1 日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社メディコ・ ニ十一 ほか 2 者	株式会社レデイ薬局	令和元年 7月30日 ほか	
フジ和気店	松山市和気町一丁目 637番地 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか2者	株式会社フジ・リテ イリング ほか3者		
フジ安城寺店	松山市安城寺町571	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジ・リテ イリング ほか 2 者		
フジ姫原店	松山市姫原二丁目甲 354番 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ姫原	フジ姫原店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者	住友信託銀行株式会社大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号代表取締役常 열 均	三井住友信託銀行株 式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目4番1号 代表取締役 大山 一也	平成24年 4月1日	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか7者	株式会社フジ・リテ イリング ほか6者	令和4年 3月1日 ほか	
フジ松江店	松山市松江町5番3外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ松江	フジ松江店	平成24年 3月1日	5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか5者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者	令和4年 3月1日 ほか	
フジ北斎院店	松山市北斎院町698 - 1 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ北斎 院	フジ北斎院店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか3者	株式会社フジ・リテ イリング		
フジ高岡店	松山市高岡町432番 地 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称及び代表者 の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 豊田 結花	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 普 豊田 結花		
フジ垣生店	松山市西垣生町207 番2 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか6者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者		
フジ古川店	松山市古川北三丁目 19番14号	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ古川	フジ古川店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 株式会社フジ・リテ	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	イリンドイリング イベス 日本 イリング イベス 日本 イリング イベス 日本 イング イベス 日本 イング		
フジ藤原店	松山市藤原二丁目8番1 外	大規模小売店舗の名称	藤原ショッピングセ ンター	フジ藤原店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 DCMダイキ株式会 社 代表取締役 小島 正之	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 DCMダイキ株式会 社 代表取締役 中川 真行	令和4年 3月1日 ほか	

		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか5者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者		
フジ道後店	松山市道後町一丁目 1 - 12	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ道後	フジ道後店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 2 者		
フジ松末店	松山市松末一丁目 4 番 5 号	大規模小売店舗の名称	ヴェスタ松末	フジ松末店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか3者	株式会社フジ・リテ イリング ほか1者	令和4年 3月1日 ほか	
フジ南久米店	松山市南久米町538 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称及び代表者 の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 ほか2者	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 普 ほか 2 者		
パルティ・フジ衣山	松山市衣山 1 丁目16 8番 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか1者	株式会社フジ・リテ イリング ほか5者		
パルティ・フジ平井	松山市平井町2273 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	フジ・TSUTAY A・エンターテイメ ント株式会社 ほか3者	フジ・TSUTAY A・エンターテイメ ント株式会社 ほか2者	令和3年 5月1日 ほか	

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第638号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに伊予市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広72 8番地 3	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか7者	株式会社フジ・リテ イリング ほか3者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第639号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジグラン重信・D C M ダイキ重信店	東温市野田三丁目 1 番13号 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規	令和4年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか29者	株式会社フジ・リテ イリング ほか30者	令和4年 3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第640号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地			変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジ砥部店	伊予郡砥部町重光23 9	尹予郡砥部町重光23 大規模小売店舗の名称		フジ砥部店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか8者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 9 者		

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第641号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タ カヒ甲912 - 2	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 6 者		
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上 井関甲1517 - 1	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか2者	株式会社フジ・リテ イリング ほか 2 者		
フジ吉田店	宇和島市吉田町東小 路甲175 - 3			フジ吉田店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の名称及び代表者 の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	株式会社フジ・リテ イリング 代表取締役 山口 普		
フジ宇和島店	宇和島市恵美須町二 丁目3番28号	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか5者	株式会社フジ・リテ イリング ほか5者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第642号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地 変更した事項		変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジ広見店	北宇和郡鬼北町近永 390番地	大規模小売店舗を設置する者 の住所及び代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 ほか 2 者	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 ほか 2 者	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか6者	株式会社フジ・リテ イリング ほか4者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第643号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から 4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジ南宇和店	南宇和郡愛南町城辺 乙544番地 大規模小売店舗の名称		パルティ・フジ南宇 和	フジ南宇和店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗を設置する者	株式会社フジ 代表取締役 尾崎	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか3者	株式会社フジ・リテ イリング ほか1者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第644号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において 告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジグラン北浜	八幡浜市北浜一丁目 1590 - 24 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	令和 4 年 5 月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジ・リテ イリング ほか8者		
フジ八幡浜店	八幡浜市江戸岡1252 - 9	大規模小売店舗の名称	(仮称)フジハ幡浜 店	フジ八幡浜店	平成27年 7月17日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄	株式会社フジ・リテ イリンダ 代表取締役 山川フジパンストア 一株式会社 代表取賢二		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第645号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
アクトピア大洲	大洲市中村246番地 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 ほか2者	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄 ほか 2 者	令和4年 3月1日 ほか	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか18者	株式会社フジ・リテ イリング ほか17者		

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第646号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届出年月日
フジ宇和店	西予市宇和町卯之町 4丁目654番地	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ宇和	フジ宇和店	平成24年 3月1日	令和4年 5月12日
		大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑 英雄	令和4年 3月1日 ほか	
		大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか6者	株式会社フジ・リテ イリング ほか6者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第647号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変更後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
フジ内子店	喜多郡内子町内子14 47番 外	大規模小売店舗の名称	パルティ・フジ内子	フジ内子店	平成24年 3月1日	令和 4 年 5 月12日

大規模小売店舗を設置する者 の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 オリックス株式会社 代表表 亮	株式会社フジ 代表取締役 尾噺 英雄 オリックス 代表執う テ ナ ナ ラ	令和4年 3月1日 ほか	
大規模小売店舗において小売 業を行う者	株式会社フジ ほか4者	株式会社フジ・リテ イリング ほか3者		

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第648号

令和4年5月23日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借権の設定等を受ける者					賃借権の設定等を	を受ける土地
氏	氏名又は名称 住 所				所	所在及び地番	面積 (m²)
池	本	真	吾			愛媛県松山市門田町 丙130番2ほか7筆	19 ,117

2 認可年月日

令和 4 年 5 月30日

○愛媛県告示第649号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第25条の規定により告示する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

町見加入区

○愛媛県告示第650号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成30年6月愛媛県告示第599号)による保険に付すべき義務は、令和4年6月6日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25

条の規定により告示する。

令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

町見加入区

○愛媛県告示第651号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 新居浜市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月7日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

○愛媛県告示第652号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月7日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

○愛媛県告示第653号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、八幡浜市真穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年6月7日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	嶋津	多三市	八幡浜市真網代丙360番地 7
"	大 下	雅男	八幡浜市真網代丙648番地
"	阿部	松訓	八幡浜市真網代丙237番地 1
"	古 能 彰		八幡浜市真網代丙702番地
"	平美	久 志	八幡浜市穴井 3 番耕地514番地

"	楠本安政	八幡浜市真網代丙383番地3
"	松本真次	八幡浜市真網代丙240番地 2
"	須 賀 成 人	八幡浜市穴井 3 番耕地215番地 1
"	中廣光孝	八幡浜市穴井 3 番耕地750番地20
"	治 京 与三郎	八幡浜市穴井 3 番耕地618番地
監事	松田幾弘	八幡浜市真網代乙334番地
"	佐々木 正 高	八幡浜市真網代丙243番地 2
"	二宮賢二	八幡浜市保内町宮内 2 - 64

退任

役員の種類	氏	名	住所
理事	嶋津	多三市	八幡浜市真網代丙360番地7
"	大下	雅男	八幡浜市真網代丙648番地
"	佐々木	正高	八幡浜市真網代丙243番地 2
"	阿部	松訓	八幡浜市真網代丙237番地 1
"	古能	章》	八幡浜市真網代丙702番地
"	井 上	佐喜男	八幡浜市穴井 1 番耕地35番地
"	平 美	久 志	八幡浜市穴井 3 番耕地514番地
"	松本	真次	八幡浜市真網代丙240番地 2
"	須 賀	成 人	八幡浜市穴井 3 番耕地215番地 1
"	治京	与三郎	八幡浜市穴井 3 番耕地618番地
監事	大 野	靖比公	八幡浜市真網代丙670番地
"	松田	幾 弘	八幡浜市真網代乙334番地
"	入口	和 浩	八幡浜市日土町 5 番耕地73番地
1	ı		

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和4年6月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

サーベイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務委託

- (2) 委託業務名及び数量 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間 令和5年3月24日(金)まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所 入札説明書等による。
- (6) 入札方法

入札金額は、保守点検の対象となっているサーベイメータ及 びデジタル式警報線量計の保守点検費用の総額を記載すること。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の 規定に該当しない者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 保守点検対象となっている上記機器について、保守点検を行った実績があること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県 県民環境部 防災局 原子力安全対策課 原子力防災グループ 〒790 8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 電話 089 941 2111 内線2341

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

- (2) 入札書の受領期限 開札の日時に開札の場所へ持参して提出
- (3) 入札説明書の交付方法愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/)でのダウンロード又は上記(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 令和4年7月19日(火)午後1時30分 愛媛県庁第一別館3階 災害対策室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
 - ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の 5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指 定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出 し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代 えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県 規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札 保証金の納付を免除することがある。
 - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を 納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条 の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除す ることがある。
 - (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査 申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、知事からの当該書類の内容に関し説明を求められた場 合は、これに応じなければならない。

ア 受付期間

令和4年6月7日(火)から令和4年7月11日(月)午後5時15分まで

- イ 受付場所
 - 上記3(1)に掲げる場所
- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効と する

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Survey meters and Electronic Pocket Dosimeters maintenance outsourcing
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 19 July 2022
- (3) For further information, please contact: Nuclear Safety Measures Division, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

TEL +81 89 941 2111 Ext . 2341

Mail genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

○公 告

争議行為の通知の公表について

令和4年6月7日

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和4年5月26日あったので公表する。

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 令和4年度夏季一時金に関する事項
- 2 日時 令和4年6月11日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法	人	名	所	在	地
一般財団法人	創精会		松山市美沢 1	- 10 - 3	38

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独ま たは併用して実施する。

監査公表

○公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、 措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年6月7日

愛媛県監査委員 永 井 一 平

同 髙橋正浩同 大西誠同 兵頭 竜

	監査	i対	象 機	関	監 査 年 月 日
東	予 今 治	地 土	方 木 事	局系所	令和3年7月30日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方車両 及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

当事務所では令和2年4月下旬から6月中旬にかけ、ごく短い期間に 職員の不注意を原因とする公用車による事故が3件発生したため、以下 の措置を行った。

運転業務の負担軽減

技術主任2名の運転する公用車の利用を促進するため、職員自らが庁内LAN回覧板上の「運転手予約簿」に予定を書き込むことにより、職員自らの運転機会を減少させ、運転業務の負担を軽減させた。

職員に対する安全運転研修等

毎朝の朝礼において、朝礼当番が「安全運転」に努めるよう促すとと もに、管理課主幹が副安全運転管理者講習受講後、所内職員全員に対し、 「安全運転に必要な知識」を周知徹底する職場研修を実施、交通法規の 遵守と、より一層の安全運転の徹底を促した。

こうした取組により、当事務所では、令和2年6月中旬の事故を最後 に公用車による事故は発生していない。

	監	查	対	象	機	関		監査年月日
中	予 建		地	方 設	ī	局	部	令和 3 年 7 月16日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の 毀損があり、県に多額の損害(679,657円)を与えた。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場であることから、平素から職員に対して交通法規の遵守及び交通事故防止についての注意喚起を行っているが、なお一層安全運転の徹底を促し、交通事故の防止に努めることとしたい。

	監 査 対 象 機	関	監 査 年 月 日
中	予 地 方 久 万 高 原 土 木 『	局事務所	令和 3 年 7 月16日

(監査の結果)

収入未済の工事請負契約の解除に伴う違約金及び前払金余剰額に対する利息について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	270 ,100	令和2年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度	1者	247 ,885	令和2年度決算による

(措置の内容)

平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者から、平成26

年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日、管轄の裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付けで、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止決定が確定した。

今後とも、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行い たい。

	監査	1 対	象 機	関		監 査 年 月 日
南	予 大 洲	地 土	方 木 事	局 務	所	令和3年7月12日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(3件)し、相手方車両 及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員が公用車を運転する機会が非常に多い職場のため、平素から機会 を捉え、職員に対し交通法規の遵守と交通事故に気を付けるよう注意喚 起を行っている。

今年度は職員に対して、公用車運転時の心構えと安全運転について、職場研修等により周知徹底を図るとともに、車両へのバックモニターの取付けを進め後方不注意による事故防止に努めた。

	監査	対 象	機関	監 査 年 月 日
南	-	地 方 兵 土 木	局: 事務所	令和3年7月12日

(監査の結果)

県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、 より一層努められたい。

₩ /\	Ц	/# #¥		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備考
2 年度	123 ,800	0	123 ,800	
元年度	80 ,100	0	80 ,100	金額は各年度 の決算による
差引増減	43 ,700	0	43 ,700	

(措置の内容)

令和元年度から令和2年度に繰り越された80,100円については、令和2年度中に、令和2年度末に新たに発生した収入未済額123,800円については、令和3年度6月までに行った督促により、全額解消した。

監査対象機関	監査年月日
子 ど も 療 育 セ ン タ -	令和3年5月10日

(監査の結果)

1 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入 未済額の縮減に、引き続き努められたい。

$\nabla \Lambda$	Ц	/# <u>-</u>	ŧ×		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備	考
2 年度	556 298	2 ,025 ,166	2 581 464		

元年	度	719 ,927	2 ,342 ,706	3 ,062 ,633	金額は各年度 の決算による
差引均	曽減	163 ,629	317 ,540	481 ,169	

2 寝具等の使用料等について、事前調定の認識不足により、納付されるまで未調定(最長5か月以上)となっており、結果として、調定日が適正でないものや予備監査時に未調定のものがあった。今後は、愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例に基づき適正に納付させるとともに、適切な債権管理を行うこと。

(措置の内容)

1 子ども療育センター利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。また、滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会(夜間・休日を含む)による直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の 縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層 努めたい。

		収入未済額(円)						
区分		令和3年度 への繰越額 (令和2年 度末現在)	令和3年9 月30日現在	差引増減	備	考		
滞	~ 令和元年度分	2 ,025 ,166	1 ,632 ,046	393 ,120				
滞納繰越分	令和2年度分	556 ,298	545 ,998	10 ,300				
分	計	2 581 464	2 ,178 ,044	403 420				

2 子ども療育センター使用料に関する取扱いを定め、使用料を予め決定することが難しい場合は、連続して宿泊等した退所日において確定した使用料を一括して利用者に納付(後納)させることとした。使用料の確定が休館日に当たる場合は、その翌開館日に使用料金額の調定をし、適切な債権管理を行うこととした。

	監査対	象 機 関		監 査 年 月 日
警	察	本	部	令和 3 年 8 月27日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	· 備 考		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	· 備 考
2 年度	597 ,000	1 ,152 ,000	1 ,749 ,000	
元年度	1 236 ,000	2 ,378 ,000	3 ,614 ,000	金額は各年度 の決算による
差引増減	639 ,000	1 ,226 ,000	1 ,865 ,000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

	Ц	/#	±z		
区分	現年度分	滞納繰越分	計	備	考
2 年度	125 ,700	175 <i>4</i> 26	301 ,126		
元年度	214 ,200	464 ,026	678 226	金額は	各年度 こよる
差引増減	88 500	288 ,600	377 ,100		

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
平成17年度、 平成19年度及び 令和元年度	3者	1 496 ,754	令和2年度決算に よる

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、封筒の色を変えた督促状や催告書の送付のほか、電話による催告、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え、保険契約照会に基づく生命保険の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告等により、積極的な回収を実施した結果、令和元年度未収金3 614 000円のうち、令和3年3月末日までに2 462 000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の 滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、封筒の色を変えた督促状や催告書の送付のほか、電話による催告、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接・所在調査等の訪問による催告、会計員の直接訪問による現金徴収、財産調査に基づく預金口座の差押え、保険契約照会に基づく生命保険の差押え及び滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告等により、積極的な回収を実施した結果、令和元年度未収金678 226円のうち、令和3年3月末日までに489 600円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も訪問による催告活動、所在不明者の追跡調査及び差押え等の 滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努める。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月発生の拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であり、令和2年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円を収納しているが、所在調査の結果、令和2年3月に収監先の刑務所において死亡していることが判明した。

現在は法定相続人の調査を実施しているが、調査の結果次第では、 債権放棄も視野に検討を行う予定である。

平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月発生の本部庁舎損壊に係る損害弁償金であるが、令和2年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円を収納している。

令和3年6月に実施した債務者との面接においては、損害弁償金の 返済意思がある旨述べているものの、新型コロナウイルスの影響により離職したため、現在は無職状態であり、直ちに納付することが困難 な状況であることが確認されたため誓約書を徴収したが、今後も継続 的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

令和元年度調定分(収入未済額687,754円)については、平成30年6月発生の公用車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は、事件発生後に現場から逃走していたが、愛知県警察において逮捕され、刑務所へ収監されたことから、面接して返済を求めたものの、損害賠償金の請求に応じない状況にあるため、今後も債務者の在所状況を随時確認しながら、支払催促を継続し、早期の収納に努める。

4 職員の交通事故防止対策は、警務部教養課教養・運転指導係により、 専門知識を有する職員による交通事故防止教養等の実施 初任科生に対する運転教養、二輪車運転指導・検定の実施 警察車両運転免許受検者に対する教養・訓練の実施 交通事故を惹起した職員に対する教養・実技講習の実施 職員の交通事故防止意識の高揚を図るため、交通事故発生状況と 特徴の分析に基づく定期的な教養資料の作成・発出 などの諸対策を推進している。 特に、不注意による事故が多発していることから、職員一人一人に 交通事故防止への意識及び運転時の緊張感を持たせるため、各所属に 安全運転指導者を指名し、教養課教養・運転指導係と連携を取りなが ら、本部主導の事故防止対策だけでなく、各所属においても安全運転 指導者が中心となって

KYT(危険予測トレーニング)動画を使用した教養 若手職員に対する運転訓練

事故惹起者に対する面接教養・運転訓練・同乗指導等の早期実施 など、交通事故防止意識の醸成と技術指導を目的とした、事故防止対 策を実施している。

さらに、職員事故の傾向や所属の運転講習実施状況などを基に、特に注意して指導するテーマを設けて対象者を選定のうえ、免許センターの試験コースを使用し、教養内容を変更しながら、交通事故防止研修会として的を絞った運転講習を年間通じて実施している。

	監	查	対	象	機	関		監 査 年 月 日
四	围	中	4	ŧ	警	察	署	令和 3 年 2 月10日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、当該車両の の 毀損があった。

(措置の内容)

職員の交通事故防止対策は、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、事故発生時には、当事者に対して個別指導を行うとともに、日頃から朝礼等で署幹部職員が交通事故防止について指導し、全署員の交通事故防止の意識向上を図っている。

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
今	治	警	察	署	令和 3 年 3 月29日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
18年度	1者	789 ,931	令和 2 年度決算による

(措置の内容)

損害弁償金の収入未済額については、平成18年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和2年度までに損害弁償金799 931円のうち10,000円を収納している。

債務者は一時所在不明となったが、所在確認を続けた結果、平成29年7月から刑務所へ収監されていることが判明し、平成30年9月、収監先である刑務所へ支払催促通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

債務者は納付の意思はあるものの、収監中のため納付は困難であるとのことから、出所後における債権の収納を見据え、支払誓約書を定期的に徴収し、債務の承認による消滅時効の中断措置を実施している。

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
伯	方	警	察	署	令和 3 年 2 月15日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(3件)し、相手方車 両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員の交通事故防止対策は、警察本部警務部教養課により実施されて いるものも含め、次の施策を積極的に取り組んでいる。

(1) 事故防止教養の徹底

全署員に対する事故防止意識の浸透を目的とし、各種機会を通じ 継続した教養を実施している。

朝礼や幹部会議での幹部による天候や行事に応じたタイムリー な交通事故防止教養

朝礼スピーチでの署員による経験に基づく注意喚起

拡大幹部会での小集団検討会

交通事故防止資料の電子回覧

(2) 事故防止訓練等の実施

運転技術向上を目的とし、実際の公用車や装備資機材を使用した 実践的な訓練及び教養を全署員に実施している。

冬季におけるスタッドレスタイヤ装着時の留意点指導教養 高速道路上の事故を想定した発炎筒使用訓練及び交通規制訓練 警察本部教養課教養・運転指導係の指導員を招へいし、自動車 運転訓練を実施

(3) 同乗者による運転者への注意喚起促進

同乗者の緊張感や注意力の保持を目的とし、パトカーの助手席ダッシュボード上に、注意喚起シールを貼付し、同乗者による運転者への注意喚起を促進している。

(4) 車両点検の徹底

車両の適正管理を目的とし、朝礼終了後、車両責任者等による公 用車両の日常点検を徹底している。

	監	査 対	象 機	関		監査年月日
松	Щ	東	警	察	署	令和 3 年 2 月15日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	2者	82 <i>4</i> 22	令和2年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、相手方の人的被害があったほか、相手方車両、相手方工作物及び当該車両の 毀損があった。

(措置の内容)

1 損害弁償金の収入未済額のうち28,080円については、平成29年5月に発生した松山東警察署庁舎損壊に係る損害弁償金である。

債務者との面接において、口頭では返済の意思を述べるものの、未 だ納付に至っておらず、債務者自身が入院するなどしていることから、 今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

損害弁償金の収入未済額のうち54,342円については、平成28年11月に発生した公用車両損傷に係る3債務者を有する損害弁償金であるが、令和2年度までに損害弁償金521,704円のうち467,362円を収納している

平成30年3月に締結した、法定代理人である親権者を含めた債務弁済契約に基づく債権管理を行った結果、令和3年11月末時点で、

債務者甲の損害弁償額208 681円については、全額収納済 債務者乙の損害弁償額208 681円については、全額収納済 債務者丙の損害弁償額104 342円のうち、50 000円収納済、残額 54 342円

となっている。

今後も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、警察本部警務部教

養課により実施されているものも含め、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

幹部会議等において、天候・季節に応じた交通事故防止、職員の 交通事故発生状況事例、事故形態分析による再発防止、防衛運転の 励行を継続教養している。

(2) 実践的な事故防止訓練等の実施

若手警察官を対象として、安全運転に必要な知識・技能の習得を 目的とした運転実技訓練を実施している。

(3) 交通事故再発防止対策の実施

交通事故を惹起した職員に対し、再発防止対策として実技訓練の 実施、再発防止に向けた自己方策の作成等を行い、当事者自身に事 故の原因となった行動やこれまでの運転方法について、自ら考えさ せている。

(4) 車両点検の徹底

ドライブレコーダーを含めた日常点検整備の徹底を実施し、運転 者自身の安全意識の向上を図っている。

	監査	查 対	象 機	関		監 査 年 月 日
松	Щ	西	警	察	署	令和 3 年 3 月18日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、相手方車 両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

職員による警察車両の交通事故防止については、警察本部警務部教養 課により実施されているものも含め、次の施策により事故防止を図って いる。

(1) 事故防止教養の徹底

朝礼等において、幹部職員から、事故の発生状況、天候や季候にあわせた具体的な交通事故防止についての指示を実施している。

(2) 事故を起こした職員に対する教養の実施 再発防止を図るため、幹部面接、自己方策(レポート)の提出、 公用車を利用した実技指導、指導員が同乗する同乗指導、係全員に

(3) 若手警察官に対する運転訓練等

警察学校を卒業し配属された若手警察官に対し、二輪車の特性や 整備の重要性の教養、二輪・四輪車の走行訓練、降車誘導訓練を実 施した。

(4) 定例研修会における交通事故防止教養の実施

よる小集団検討会などの教養を実施した。

公務中における交通事故防止をテーマに集団討議を行い研修会において発表を実施、運転補助者の安全確認、後退時の降車誘導の実 践教養を実施した。

(5) 車両点検の徹底

運転前に車両の日常点検を実施し、正常な状態で安全に運転ができるようにしている。

	監	査 対	象機	関		監査年月日
松	Щ	南	警	察	署	令和 3 年 2 月15日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
28年度	1者	710 ,822	令和2年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、相手方車両及び当該車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 損害弁償金の収入未済額については、平成27年2月に発生した公用 車両損壊に係る損害弁償金である。

債務者は返済に応じないまま刑務所へ収監され、その後も別の刑務 所への移監を繰り返していたが、令和元年10月に刑務所を出所してい たため、所在確認を行ったものの、令和2年4月に再度刑務所へ収監 されていることが判明したことから、収監先である刑務所へ支払催促 通知及び支払誓約書を郵送し、支払誓約書を徴収した。

その後、刑期満了により収監先を出所したものの、別事件により再 度収監されているため、損害弁償金を納付できる状況にないが、今後 も継続的に連絡を取りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

- 2 職員による警察車両の交通事故防止については、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、次の施策を実施している。
- (1) 事故防止教養の徹底

幹部会議において署長、副署長から各課長へ、各課長から課員へ と悪天候時の運転や最近の交通事故発生状況、事故形態や原因等を 踏まえ、防衛運転や交通事故の再発防止教養を継続して実施してい る。

また、交通事故防止ポイント等を掲載した教養資料を適宜作成し、 電子回覧している。

(2) 事故防止意識の高揚

公用車に事故防止注意喚起シールを貼付するなどして浸透を図っている。

また、交通事故防止に関するテーマでの小集団検討会を行うなど、 職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

(3) 事故防止訓練等の実施

署独自教養として、若手職員等を対象とした四輪車及び二輪車の 運転訓練(車両の死角や基本的な心構え、運転時に注意すべき点の 教養)を行い、職員の運転技能の向上を図っている。

(4) 車両点検の実施

車両責任者等による公用車両の日常点検を実施し、実施簿へ記録 するなど、車両の適正な管理を図っている。

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
伊	予	警	察	署	令和 3 年 2 月10日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(2件)し、相手方の 人的被害があったほか、相手方車両及び当該車両の毀損があり、県に多額の損害(1218930円)を与えた。

(措置の内容)

職員の交通事故防止対策は、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、幹部会議及び定例研修会を含めた職場教養等のあらゆる機会において、次のような教養を実施している。

交通事故防止教養事例

お粗末事故の絶無、後退時の後方確認の徹底、異動期における交通事 故防止、緊張感を持った運転、雨天時の事故防止、安全確認及び車両確 認の徹底、事故防止の声掛け励行、事故を起こした場合の対応方法等

	監査	対 象	機関		監 査 年 月 日
大	洲	警	察	署	令和3年3月18日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両の段福があった。

(措置の内容)

職員の交通事故防止対策は、警察本部警務部教養課により実施されているものも含め、次の施策により事故防止を図っている。

(1) 交诵事故防止教養の徹底

朝礼や定例研修会等、署員が集まる機会を捉えて、雨天時、薄暮期など天候や季節特有の気象状況に応じた事故防止教養を繰り返し行うことで指示の徹底を図るとともに、職員の事故防止への注意喚起のため、必要な都度、教養資料を発出し、自己防衛運転に対する安全意識の高揚に努めた。

(2) 実践型の交通事故防止訓練の実施

採用後間もない若手職員に対し、二輪車や四輪車への運転要領の 実地訓練を行い、運転技術の早期習得及び安全運転に対する意識の 向上を図った。

(3) 車両運転訓練の実施

署の安全運転指導者が、署員に対し、交通事故及び受傷事故防止 を意識した運転要領等について教養を実施し、狭所における車両感 覚の醸成、ハンドル操作、方向転換に対する運転技能の習得を図っ た。

(4) 車両運行前点検の実施

日常点検の重要性を再認識するため、車両運行前に、車両の灯火 装置等の確認、タイヤ周りの点検など基本点検を確実に実施し、車 両の適正管理に努めている。

	監	査 対	象 機	関		監 査 年 月 日
宇	和	島	警	察	署	令和3年3月18日

(監査の結果)

収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
23年度	1者	175 ,000	令和2年度決算による

(措置の内容)

損害弁償金の収入未済額については、平成23年6月に発生した公用車両損壊に係る損害弁償金であるが、令和2年度までに損害弁償金384 657円のうち209 657円を収納している。

債務者に対しては電話及び書面による支払催促を行っており、毎年、 少額ではあるが損害弁償金を納付しているが、今後も継続的に連絡を取 りつつ、可能な限り早期の収納に努める。

監査対象	機関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管	理局	
総務	課	令和 3 年 6 月15日
発 電 工	水 課	令和 3 年 6 月15日
県 立 病	院 課	令和 3 年 6 月15日
松山発電工水管	理事務所	令和3年6月9日
今治地区工業用水道	管理事務所	令和3年6月9日
西条地区工業用水道	管理事務所	令和 3 年 6 月14日
中央	 院	令和 3 年 6 月15日

今	治		病	院	令和3年6月9日
南	宇	和	病	院	令和3年6月9日
新	居	浜	病	院	令和 3 年 6 月14日

(監査の結果)

1 工業用水道事業

松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約 給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業についても、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は低調であるものの、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績自体は安定している。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると195億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当年度の患者数は前年度と比較して大幅に減少し、医業損失は増加しているものの、感染症指定医療機関である中央病院・新居浜病院を中心に新型コロナウイルス感染症に積極的に対応した結果、病床確保に対する国の財政支援等により総収益は増加した。その結果、純利益については、赤字であった前年度を7億364万円上回り、4億5,943万円と大幅な黒字回復に至っている。

しかしながら、累積欠損金は203億円に上り、企業債301億円や一般会計等からの長期借入金87億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

(2) 個人医業未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き 努められたい。

(令和3年3月31日現在 単位:円)

区分					過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中	央	ţ	病	院	137 ,658 ,205	61 ,171 ,214	198 829 419
今	治	ì	病	院	16 ,905 ,182	14 ,311 ,321	31 216 503
南	宇	和	病	院	7 ,101 ,574	2 ,319 <i>,</i> 480	9 ,421 ,054
新	居	浜	病	院	22 ,306 ,682	11 ,983 ,325	34 290 ,007
		計			183 ,971 ,643	89 ,785 ,340	273 ,756 ,983

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、一層努められたい。

(令和3年3月31日現在 単位:円)

区分					過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計 (a)+(b)
中	央	Ļ	病	院	403 ,509	2 837 027	3 240 536
今	治	ì	病	院	43 ,650	57 ,050	100 ,700
南	宇	和	病	院	59 220	33 <i>4</i> 90	92 ,710
新	居	浜	病	院	252 ,569	545 ,167	797 ,736
		計			758 ,948	3 ,472 ,734	4 231 ,682

(措置の内容)

1 工業用水道事業

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、 県や地元市の企業立地所管部署とも連携した「西条地区工業用水売水 促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めていると ころであり、今後も事業が安定的に継続できるよう取り組んでまいり たい。

2 病院事業

(1) 県立病院の経営状況は、30年度決算が9年ぶりの赤字となったことを重く受け止め、令和元年度に各病院に副院長をトップとするプロジェクトチームを設置し、増収及び費用削減の両方の側面から経営改善に取り組んでおり、令和2年度以降も、新型コロナウイルス感染症に積極的に対応しながらも、経営改善の取組みは継続しているところである。

増収の取組みとしては、中央病院において、認定看護師や社会福祉士等の必要な人員確保に取り組んだことによる総合入院体制加算のランクアップや、新たに地域医療体制確保加算を算定開始、また費用削減の取組みとしては、医薬品や診療材料について、病院・本局が一体となって価格交渉したことによる調達コストの削減や、各病院で個別契約していた放射線機器の保守を本局での一括契約へ変更し費用の削減を図ったところである。

一方、全国的な医師不足が続いているほか、各医療圏域では、地域医療構想を踏まえた医療提供体制の整備、調整が図られているが、県立病院は各圏域における中核病院として、高度で良質な医療を提供していくために、今後も必要な機能の強化を図ることとしており、圏域ごとに異なる医療資源や医療需要の動向を踏まえ、平成28年3月に「愛媛県立病院中期経営戦略」を策定、令和3年3月にはそれを継承した「第2次愛媛県立病院中期経営戦略」を策定し、新たに新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症医療の強化、働き方改革への対応等を盛り込み、県立病院が各圏域の中核病院として求められる役割を果たしつつ、健全経営の確保に努めているところである。

(2) 令和3年度は、病院からの文書・電話による積極的な催告(4病院で延べ4,000回以上)や弁護士法人への回収業務の委託により早期回収に努めるとともに、権利放棄の議決を経て不納欠損処理により債権整理を行った。

今後とも、各病院や回収業務を委託している弁護士法人と連携を 図るとともに、他県における効果的な取組みも参考にしながら、早 期回収に努めたい。

(令和4年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金	未収金合計	令和3年3月 31日現在の未 収金
中央病院	92 ,145 ,720	57 ,977 ,749	150 ,123 ,469	198 <i>8</i> 29 <i>4</i> 19
今 治 病 院	14 ,228 ,350	15 ,443 ,757	29 ,672 ,107	31 216 503
南宇和病院	6 ,359 ,760	1 888 850	8 248 610	9 ,421 ,054
新居浜病院	22 ,674 ,491	11 493 695	34 ,168 ,186	34 290 ,007
計	135 ,408 ,321	86 804 051	222 212 372	273 ,756 ,983

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院や回収業務を委託している弁護士法人と連携を図るなどして、早期回収に努めたい。

(令和4年3月31日現在 単位:円)

区分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未収金合計	令和3年3月 31日現在の未 収金
中央病院	357 ,394	3 ,776 ,540	4 ,133 ,934	3 240 536
今治病院	36 ,570	168 ,440	205 ,010	100 ,700

南宇和病院	72 220	29 ,700	101 ,920	92 ,710
新居浜病院	271 ,106	134 280	405 ,386	797 ,736
計	737 290	4 ,108 ,960	4 ,846 ,250	4 231 682

联本 :	禾昌	生二
- H	~=	一小

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年6月7日

愛媛県監査委員	永	井	_	平
同	髙	橋	正	浩
同	大	西		誠
同	兵	頭		竜

包括外部	監査人木本敦の	監査の事務を
監査の事	務を補助する者	
氏 名	住 所	補助できる期間
吉田直輝	愛媛県今治市波方町西浦甲33 69番地 1	令和4年6月7日から 令和5年3月31日まで
高須賀 経	愛媛県松山市柳井町2丁目78 番地6	令和4年6月7日から 令和5年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 令和4年6月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正後
 改正前

 1~5 省略 6 保護施設
 1~5 省略 6 保護施設

 2 保護施設
 2 保護施設

 2 名称
 所在地 指定年月日

名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人松山隣保館救護施設丸	省略	
<u>山荘</u>		
省略		
自略		

名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人松山隣保館丸山荘	省略	
省略		

令和 4 年 6 月 7 日 発行 546